大 監 第 １ ２ 号
令和８年８月５日

大河原町長　齋　　清　志　殿

大河原町監査委員　　永　井　昌 利
大河原町監査委員　　佐久間　克 明

令和８年度(令和７年度決算に基づくもの) 財政健全化判断比率
及び公営企業経営健全化に係る審査報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定により、町長から審査に付された令和７年度大河原町各種会計決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、並びに資金不足比率について審査を終了したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

財政健全化審査意見書

１．審査の概要

この財政健全化審査は、大河原町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２．審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和７年度決算	早期健全化基準
	(%)	(%)
実質赤字比率	―	１４.４２
連結実質赤字比率	―	１９.４２
実質公債費比率	６．２	２５.０
将来負担比率	―	３５０.０

水道事業会計経営健全化審査意見書

１．審査の概要

この経営健全化審査は、大河原町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２．審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比　率　名	令和７年度決算	経営健全化基準
	(%)	(%)
資 金 不 足 比 率	―	２０．０

地方卸売市場事業特別会計経営健全化審査意見書

１．審査の概要

この経営健全化審査は、大河原町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２．審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比　率　名	令和７年度決算	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	(%) ―	(%) ２０．０

公共下水道事業会計経営健全化審査意見書

１．審査の概要

この経営健全化審査は、大河原町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２．審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比　率　名	令和７年度決算	経営健全化基準
	(%)	(%)
資 金 不 足 比 率	―	２０．０